

新たな沖縄振興のための法制度の創設を求める意見書

沖縄県の持つ地理的、自然的及び地域特性を生かし、社会経済及び文化の発展を図るため、本県では、これまで復帰後40年間、4次にわたる沖縄振興計画等により総合的な施策が推進されてきたところであるが、依然として本土との格差が縮まらず、解決されない多くの課題を抱えている。

このため、昨年度は沖縄振興計画等の総点検を行うとともに、本県議会を初め県民全体で連携して、2030年までの20年間にわたる長期構想として、また、県民全体で描く本県の将来像となる初めての基本構想として、沖縄21世紀ビジョンを策定したところである。

今後は、総点検結果及び沖縄21世紀ビジョンで明らかにされた、沖縄振興計画の成果や県民所得の向上、雇用情勢の改善、離島の振興、基地のない平和な沖縄を目指した跡地利用の推進等の諸問題を踏まえ、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」をいかに創造するかが課題となる。

そのためには、沖縄21世紀ビジョン及びそれに基づく基本計画を実効性ある制度・施策とするため、法的な裏づけと財政的な支援策が必要不可欠であり、国が新たな沖縄振興のためのさまざまな支援制度を講じることが何よりも必要となっている。

よって、国においては、今後、県の策定した沖縄21世紀ビジョン及びそれに基づく基本計画への支援を行うとともに、新たな沖縄振興のための法制度として特に重要と思われる下記事項について、十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 沖縄振興特別措置法にかわる新たな沖縄振興のための法律の制定
- 2 現行の沖縄振興計画の一括計上措置と同等以上でかつ自由度の高い沖縄振興一括交付金（仮称）制度の創設
- 3 沖縄の有する地域特性を生かした特別区域制度の創設
- 4 駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年2月24日

沖縄県議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

あて